

新	旧	備考
<p>地球環境保全効果が見込まれる案件に係る 海外事業資金貸付保険の取扱いについて</p> <p>令和元年7月16日 19 - 制度 - 00098 <u>沿革 令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p>地球環境保全効果が見込まれる案件に係る 海外事業資金貸付保険の取扱いについて</p> <p>令和元年7月16日 19 - 制度 - 00098</p>	
<p>1 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約 「 環境イノベーション保険特約</p> <p>一 （略）</p> <p>二 約款第3条第10号<u>から第12号まで</u>に該当する事由の場合、保険金額は、保険価額に100分の97.5を乗じた金額とする。」</p>	<p>1 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約 「 環境イノベーション保険特約</p> <p>一 （略）</p> <p>二 約款第3条第10号<u>及び第11号</u>に該当する事由の場合、保険金額は、保険価額に100分の97.5を乗じた金額とする。」</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		